

新型コロナウイルスによる衛生上の危機への対応のための予防、封込め、調整についての  
緊急措置に関する政令法 21/2020  
(抄訳)

## 第一章 概論

### 第一条 目的

本政令法は、今後の特定地域における「新たな日常」に向けた計画に定められるフェーズ 3 の終了及び警戒事態宣言の終了に備えて、コロナウイルスの再流行防止を含め、生命及び健康を脅かす事態に対処するための適切かつ緊急の感染防止、抑制及び調整のための措置を定めることを目的とする。

### 第二条 適用範囲

第一項 本政令の適用範囲は、スペイン全土である。

第二項 本政令Ⅱ～Ⅶ章及び追加条項第六項（注：医薬品処方に関する処置）で定められる措置については、「新たな日常」に向けた計画に定められるフェーズ 3 を終了し、警戒事態宣言の適用対象から外れた地域のみで適用される。ただし、本政令法第十五条第二項（注：サッカー及びバスケットボールリーグの取扱い）は本政令法発効時からスペイン全土に適用される。

第三項 6月5日に決定された警戒事態宣言の延長期間が終了した後は、スペイン政府が国民の生命及び健康を脅かす事態の終了を認めるまで上記措置（Ⅱ～Ⅶ章及び追加条項第六項で定められる政策）がスペイン全土に適用となる。本政令法の効力は、政府が科学的根拠に基づき新型コロナウイルスによる衛生上の危機の状況の終了を宣言するまで継続する。

### 第三条 権限当局

第一項 国の行政府は、自治州との協力のもと、本政令の実施に必要な措置を促進、調整及び採択する。

第二項 国、自治州及び地方公共団体の行政を担当する機関は、それぞれの権限に基づき本政令で定められる措置の実施を行う。

### 第四条 警戒及び防護義務

全ての市民は、コロナウイルスの感染リスクを避けるために必要な行動をとる義務を有する。当該警戒及び防護義務は、本政令法で定められる様々な活動を主催・企画する者に対しても同様に求められる。

### 第五条 生命及び健康を脅かす事態に対応するための行動計画及び指針

国民医療制度の一貫性及び質に関する法律第六十五条（注：公衆衛生及び食料安全に関する一貫性のある行動）に基づき、生命及び健康を脅かす事態に対応するための行動計画及び指針の策定を行う。公共衛生に関する一貫性のある行動を通じて、本政令で定められる活動を行うために生じる様々なレベルの接触及び感染リスクに対応する。

## 第二章 予防及び衛生に関する措置

### 第六条 マスクの使用義務

第一項 以下の場合、6歳以上の者はマスク着用義務を有する。

a) 公道、屋外のスペース、公共の利用に供される屋内空間で、人と人との間に1.5mの距離を保つことができない場合。

b) 航空及び海上交通並びにバス及び鉄道を使用する場合。公共もしくは私用の9人乗りまでの乗り物に、同居人でない者が同乗する場合。船舶に関しては、船室、甲板もしくは外部スペースにて人と人との間に1.5m以上の距離を保つことができる場合は、マスクの使用は必要ない。

第二項 前項の義務に関しては、呼吸器系の疾患もしくは障害をもっていて、マスクの着用により状況が悪化する可能性がある、自身でマスクを取ることができない人、又はマスクの使用により行動変容を来す人には適用されない。

屋外スペースにおける個人の運動や、やむを得ない事情もしくは活動の性質上マスクの着用が不可能な場合にもマスク使用義務は求められない。

第三項 個別包装されていないマスクについては、商品の品質を損なわない適切な衛生状況を満たす薬局のみで販売可能である。

### 第七条 職場

第一項 就労に関するリスクの回避及びその他の労働に関する規則の遵守に加え、雇用者及び必要な場合には職場の長は以下の義務を有する。

a) 各事例の規定に沿って、職場の性格や使用頻度からみて適切な換気、清掃及び殺菌を行うこと。

b) 従業員が、水と石けんもしくは保健省によって認可・登録された消毒薬を使えるようにすること。

c) 輪番制や公用スペースの使用を含む、人と人との間に1.5m以上の距離を保つことができるような就業条件を採用すること。それが不可能な場合には、リスクの度合いに応じて適切な従業員保護のための資材を提供すること。

d) 混雑が見込まれる時間帯において、従業員及び顧客もしくは利用者の集中を避けるための方策を導入すること。

e) 出勤形態の仕事の段階的な再開を進め、仕事の性質上可能な場合には、テレワークの強化を行うこと。

第二項 コロナウイルスが疑われる症状がある人、コロナウイルスの診断を受け自宅隔離中の人、またはコロナウイルス感染者との濃厚接触者で自宅隔離期間中の人は、職場に行ってはならない。

第三項 従業員にコロナウイルスが疑われる症状が出始めた場合には、直ちに自治州もしくは対応する医療機関に電話をする。従業員は直ちにマスクを身につけ、専門家の判断がなされるまで電話で受けた指示に従う。

## 第八条 衛生及び医療機関

労働者及び患者の健康を保証するための予防・衛生措置が導入される。同様に、必要な防護資材の確保、使用済みの場所での清掃及び消毒並びに資材の適切な使用を含むゴミの削減も保証される。

## 第九条 教育機関

教育の行政機関は、教育基本法第三条（注：教育の種類）が定める教育を提供する公立及び私立の教育機関の保有者に対し、行政機関が定める当該教育機関における消毒、予防及び設備に関する規則を遵守させねばならない。

密集を避け、1.5 mの距離が確保されるために必要な措置を講じなければならない。それが不可能な場合には、感染リスクを防ぐための適切な衛生措置がとられなければならない。

## 第十条 社会的サービス

第一項 権限当局は、居住する性格を有する社会的サービス及びデイサービスの施設の責任者に対し、行政機関が定める当該施設における消毒、予防及び設備に関する規則を遵守させねばならない。

特に、日常的に行われる活動が、常に感染リスクを防ぐかたちで行われることに留意しなければならない。

第二項 権限当局は、障害者施設、高齢者施設及び女性に対する暴力の被害者の保護施設が、各自治州の定める保健・衛生に関する方策と整合性がとれていることを保証せねばならない。

第三項 上記施設の責任者は、居住者及び労働者の感染が疑われるケース並びに彼らの接触の早期発見のためのリスク対応計画を策定せねばならない。

感染リスク回避のため、労働者、使用者及び訪問者に対する予防及び衛生措置をとらねばならない。本項に関する情報に関し、公衆衛生機関が求める場合には、これを提示せねばならない。

第四項 上記以外の社会的サービスに関しては、感染リスクを防ぐための適切な衛生措置がとられなければならない。

## 第十一条 商業施設

権限当局は、全ての商品の小売り及び卸売りを担う商業施設の責任者に対し、行政機関が定める当該施設における定員、消毒、予防及び設備に関する規則を遵守させねばならない。

密集を避け、従業員と顧客の間で1.5m以上の距離が確保されるために必要な措置を講じなければならない。それが不可能な場合には、感染リスクを防ぐための適切な衛生措置がとられなければならない。

権限当局は、一般的に青空市として知られる、屋外の公道もしくは移動式の販売活動を行う商業施設の特异性に対し、特別の注意を払わなければならない。

## 第十二条 ホテル及び観光目的の宿泊施設

権限当局は、ホテル、宿泊施設、大学の学生寮、その他の短期滞在用施設、キャンプ場及びキャンピングカー用の駐車場の責任者及びその他の類似施設の責任者に対し、行政機関が定める当該施設における定員、消毒、予防及び設備に関する規則を遵守させねばならない。

特に、上記施設の共有スペースにおいて、利用者と従業員の間で密集を避け、1.5m以上の距離が確保されるために必要な措置を講じなければならない。それが不可能な場合には、感染リスクを防ぐための適切な衛生措置がとられなければならない。

## 第十三条 飲食店の活動

権限当局は、バル、レストラン及びその他の飲食店関連施設の責任者に対し、行政機関が定める当該施設における定員、消毒、予防及び設備に関する規則を遵守させねばならない。

施設内及び屋外のテラスにおいて密集を避け、顧客と従業員の間で1.5m以上の距離が確保されるために必要な措置を講じなければならない。それが不可能な場合には、感染リスクを防ぐための適切な衛生措置がとられなければならない。

## 第十四条 文化施設、公共の公演及びその他の娯楽活動

権限当局は、美術館、博物館、図書館、文書館及び記念碑等の文化施設の責任者並びに公共の公演及びその他の娯楽活動の責任者や主催者に対し、行政機関が定める当該施設における定員、消毒、予防及び設備に関する規則を遵守させねばならない。

密集を避けるために必要なコントロールを含む、人と人との間に1.5m以上の距離が確保されるために必要な措置を講じなければならない。それが不可能な場合には、感染リスクを防ぐための適切な衛生措置がとられなければならない。

## 第十五条 スポーツ活動及び競技のための施設

第一項 権限当局は、個人競技・集団競技を問わずスポーツ活動及び競技が行われる施設の責任者に対し、行政機関が定める当該施設における定員、消毒、予防及び設備

に関する規則を遵守させねばならない。

密集を避けるために必要なコントロールを含む，人と人との間に1.5 m以上の距離が確保されるために必要な措置を講じなければならない。それが不可能な場合には，感染リスクを防ぐための適切な衛生措置がとられなければならない。

第二項 プロのサッカーリーグ及びバスケットのACBリーグに関しては，スポーツ上級評議会が権限当局となる。ただし，権限の行使に当たっては，大会の主催者，保健省及び自治州に事前相談がなされる。当該評議会の決定に関しては，スポーツ選手や活動への参加者の保護といった衛生・保健に関する状況に優先的に対応されなければならない。

#### 第十六条 その他のセクター

権限当局は，前条の規定に含まれないセクターでの活動を行う施設の責任者及び主催者に対し，本政令第五条に照らし集団感染リスクが認められる場合には，行政機関が定める当該施設における定員，消毒，予防及び設備に関する規則を遵守させねばならない。

密集を避けるために必要なコントロールを含む，人と人との間に1.5 m以上の距離が確保されるために必要な措置を講じなければならない。それが不可能な場合には，感染リスクを防ぐための適切な衛生措置がとられなければならない。

### 第三章 交通機関に関する措置

#### 第十七条 公共交通機関

第一項 国が権限を有する公共交通機関（鉄道及び幹線道路）に関して，運用者は，適切なサービスの提供を保証するため，需要の回復に合わせて運行量を調節しつつ，コロナウイルスの感染リスクを避けるための衛生面の措置をとらなければならない。

密集を避けるため，権限当局が定める乗り物や列車の乗車可能人数に関する規定を遵守せねばならない。

第二項 前項の規定にかかわらず，陸上交通局長は，公共の福祉に基づく理由での要請がある場合には，本サービスの供給量を調節できる。

第三項 事前に座席数が決められている複数の県をまたぐ航空・陸上交通手段の運用者は，全ての乗客に関する情報を集め，乗客リストを最低でもサービス提供の4週間後まで保管しなければならない。接触者追跡のために必要な場合には，保健当局に当該リストを提出せねばならない。

#### 第十八条 海上交通

第一項 乗客もしくは貨物輸送のための定期的な海上交通に関しては，公共性を有するかどうかを問わず，商船局長は，適切なサービスの提供を保証しつつコロナウイルス

の感染リスクを避けるための衛生面の措置にも対応するため、上記サービスの提供レベルを調節することができる。

海上交通の運用者は、権限当局が定める予防及びコントロールのための措置を遵守せねばならない。

第二項 事前に船舶の座席数が決められている海上交通手段の運用者は、全ての乗客に関する情報を集め、乗客リストを最低でもサービス提供の4週間後まで保管しなければならない。必要な場合には保健当局に当該リストを提出せねばならない。

第三項 保健省の提案に基づき、商船局長は、国際航行に開かれたスペインの港に停泊するために航行する船舶（乗継ぎを行う船舶やクルーズ船を含む旅客船）をコントロールするための措置を命じることができる。

#### 第四章 医薬品、衛生に関する製品及び健康を守るために必要な製品に関する措置

##### 第十九条 医薬品に関する措置

第一項 スペイン国家医薬品局が規定する、コロナウイルスによって発生した生命及び健康を脅かす事態の対応に不可欠と考えられる薬の製造者及び販売許可の保有者は、同局に対し、在庫、前の週の流通量並びに日付及び量を含む出荷・受取りの予定を伝えなければならない。

第二項 前項の対象者は、スペイン国家医薬品局が定める薬が必要に応じた形で医療施設に流通するよう必要な措置を行わなければならない。上記の施策においては、休暇中や週末における十分な流通も確保されねばならない。

第三項 保健省は、本条第一項に定められる薬の優先的な製造を命じることができる。スペイン国家医薬品局は、薬の製造者から事前に製造の手順に関する情報を得ることができる。

##### 第二十条 施設の機能に関する事前承認及び欧州委員会の承認のない特定の衛生用品の使用開始

第一項 スペイン国家医薬品局は、2020年6月31日までの事前申請及び施設の評価ののち、医療用マスク及び白衣製造のための施設の特別認可もしくは一時的な認可の修正を行うことができる。

第二項 衛生用品に関する政令第十五条（注：明示の認可）の適用に際し、スペイン国家医薬品局は特例措置として、同政令十三条の規定を満たさない医療用マスク及び白衣の使用認可を与えることができる。

第三項 例外的な事前承認や欧州委員会の承認のない製品の使用、衛生に関する保証の免除によって生じうる責任については、衛生に関する製品が感染症への対応を目的に保健省に提出され、法人及び個人がいかなる企業的利益も享受していない場合に限り、国の行政府が責任を負う。

## 第二十一条 消毒用品に関する措置

第一項 手の消毒液製造に関する追加条項にて詳述されている条件を満たすバイオエタノールに関しては、これの使用を認める。

第二項 スペイン国家医薬品局は、これを含む消毒薬の製造について、使用される物質が欧州調剤所の条件を満たす場合に限り、これを許可することができる。

## 第五章 感染者の早期特定、感染源管理及び感染症の監視

### 第二十二条 コロナウイルス感染の義務的報告

コロナウイルス感染症は、国の感染症監視網を創設した政令 2210/1995 に基づき、感染時の即時報告が義務づけられている病気である。

### 第二十三条 情報提供義務

第一項 権限を有する保健当局が、コロナウイルス感染症の追跡及び監視に必要な情報を手に入れることができるよう、個人の特定に関する情報を含めた全ての必要な情報を提供する義務がある。

第二項 前項の規定は、行政機関、下部機関及びコロナウイルスの確定、診断、追跡及び管理に関わる活動を行う公立・私立の団体全てに適用される。  
特に、公立か私立かを問わず、医療従事者を含む医療及び社会サービスを提供する全ての施設に適用される。

### 第二十四条 感染の特定及び通知

第一項 自治州並びにセウタ市及びメリージャ市の医療機関は、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合、可及的速やかに、全てのレベルの医療機関（特に初期医療レベル）において、PCR検査もしくは他の分子生物学的診断手法の検査を実施するとともに、全ての関連情報を適切に報告しなければならない。

第二項 自治州並びにセウタ市及びメリージャ市の保健当局は、国家衛生システム評議会の中で定められた規定に則り、感染者数と拡大の情報を保健省に報告しなければならない。

第三項 国家衛生システム評議会の中で定められた規定はスペイン全土に適用されるが、自治州並びにセウタ市及びメリージャ市が最低限の共通目的を保つかたちでそれぞれの状況に応じた措置を導入することを妨げるものではない。  
それらの措置には監視、情報源、感染症の変数、情報回路、データ収集の形式及び優先度、情報の確定及び分析に関して均一性を保証するために必要な定義の情報も含まれる。

## 第二十五条 研究所によるデータの通知

PCR検査を含むコロナウイルスの診断の実施について国の認可を受けている公立・私立の研究所は、実施した検査のデータを、情報管理システムを通じて毎日保健省及び自治州の保健当局に伝えねばならない。

## 第二十六条 接触経路特定に不可欠な情報の提供

保健当局が必要と認める各種施設、交通機関及び公的・私的な団体は、感染が疑われる人物の人的事項や接触経路に関する情報を保健当局に伝える義務を有する。

## 第二十七条 個人情報の保護

第一項 本政令法の適用に際する個人情報の取り扱いに関しては、欧州連合の個人情報保護に関する規則（2016/679）及びスペインの個人情報保護法（L0 3/2018）に基づいて行われる。特に、情報提供義務に関しては、欧州連合の規則の十四条五項（注：情報提供義務が適用されない場合）に基づいて調整される。

第二項 情報の扱いは、コロナウイルス感染症の追跡及び監視を目的とし、欧州連合の規則で定められる不可欠な利益を守り、深刻な緊急事態を避けるために用いられる。収集されたデータは、上記の目的にのみ利用される。

第三項 情報の扱いの責任者は自治州、セウタ市及びメリージャ市並びに保健省とする。

第四項 他国との情報交換に関しては、欧州連合の規則に従う。

## 第六章 保健システムのキャパシティを保证するための措置

### 第二十八条 人的資源

権限当局は、その時々状況に応じて十分な医療従事者を確保する。特に、感染症の予防、早期の診断、対応及び感染症の監視に従事する専門家を十分に確保する。

### 第二十九条 危急の事案への対応計画

自治州の保健当局は、対応能力及び公的医療、初期医療及び病院での治療の調整を保证するため、危急の事案への対応計画を策定する。

同様に、初期医療及び病院での治療を提供する施設は、公立か私立かに関係なく、コロナウイルス関連の緊急事態に対応するための内部計画を策定せねばならない。当該計画は、急速な感染拡大及びそれに伴う感染者の増加に対応できる能力を保证せねばならない。

当該計画は、新たな日常にむけた具体的な行動指針も含まねばならない。

### 第三十条 情報提供義務

自治州は、医療機関の対応キャパシティ並びに人的及び物的リソースの必要性に関する現状についての情報を保健省に対し提供せねばならない。

## 第七章 罰則規定

### 第三十一条 違反と罰則

第一項 本政令法に定められる予防措置及び義務の不履行については、公衆衛生における行政上の違反を構成する場合、公衆衛生法第六章の規定に基づき罰則をうける。

上記措置の履行の監督に関しては、国、自治州及び市の権限を有する組織がこれを行う。

第二項 本政令法第六条に規定されるマスクの使用義務違反に関しては、公衆衛生法第五十七条に定める軽度の違反と判断され、100ユーロ以下の罰金となる。

第三項 本政令法第十七条第二項及び第十八条第一項で規定される措置の違反については、交通分野における行政上の違反を構成する場合、関連する罰則規定に基づいて処分される。